

社会福祉法人三信福祉協会 役員及び評議員報酬規程

(総則)

第1条 社会福祉法人三信福祉協会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事、以下同じ。)及び評議員に対する報酬等は、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 法人の役員及び評議員に対する報酬は、これを支弁しない。

(費用弁償)

第3条 法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。